## 第3次佐渡市集中改革プラン(平成28年度重点項目以外)に対する質問シート

具体的な取組項目	質問事項	担当課	回答
1-2 経常収支比率	経常収支比率について、総務省の望ましいガイドラインは、市町村で75%以下、県レベルで80%以下と言われている。それが、H28の実績が89.7%で、H31年度計画値が93.5%では問題ではないか。経常収支比率を改善するようにもっとシビアに予算のスクラップ&ビルドを徹底しないといけないのではないか。	財政課	自治省が昭和44年度に発行した「財政分析」により、経常収支比率は、市町村で75%以下、県で80%以下が適当という見方が広く定着したものと思われます。しかし、平成27年度版地方財政白書によると、平成25年度の経常収支比率の平均は90.2%となっており、現在の財政状況における当該目安値の妥当性については、検証の余地があると思われ、総務省において「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」で議論がなされ、その報告書では、「既に大半の市町村が80%を超えているのが現状である。このような財政構造の変化の中で、経常収支比率における目安をどのように考えるかは、それぞれの団体の財政規模の変化を踏まえた検討が必要である。」とし、さらには「経常収支比率の経年比較や類似団体比較を実施するとともに、その構成要素の内訳分析をより着実に実施していくことこそが重要である。」と報告しています。しかし、普通交付税の縮減により、経常収支比率は悪化すると見込まれることから、スクラップ&ビルドを徹底し、柔軟な財政運営に対応するよう努めてまいります。
1-2 経常収支比率	数値が悪化したため、スクラップ&ビルドの徹底を図るとしているが、経常経費に充当する一般財源のガイドラインはどのように考えているのかが聞きたい。	財政課	経常一般財源の主なものは、市税や普通交付税であります。また、 経常経費については、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費で あり、これに一般財源の多くが使われることで、普通建設事業や政策 事業などの臨時的経費への財源充当ができなくなるため、事業のス クラップ&ビルドを進め、財源を捻出して行きたいと考えています。

具体的な取組項目	質問事項	担当課	回答
	市税、し尿処理手数料、保育料、保育園授業料、公営住宅使用料について担当課がそれぞれ個々に取り組んでいるように見えるが、各課が連携し、情報交換し、特に悪質な事案は専門的に扱う部署を設け対策を強化すべきである。また、公共料金を扱う他企業団体とも情報交換の場を設け、滞納による市民の税・公共料金支払いの不公平感の払拭と滞納整理の成果を上げるべきである。	税境務対課課課	(税務課) 平成21年度に債権収納対策課、平成22年度からは税務課に債権収納対策室を置き、市税のほか保険料、使用料など市債権の徴収確保、滞納整理を行った後、平成25年度に税務課に滞納整理支援専門員を置いて市債権担当課の指導を行い、平成26年度からはそれぞれの市債権担当課において徴収確保、滞納整理に取り組む体制になっています。 滞納者情報については、市債権の滞納整理事務においては市債権担当課が必要に応じて滞納者に関する情報を共用することが可能になっています(佐渡市職員の守秘義務解除に関する規則第3条)が、徴収率が低下している市債権もあることから、今後は市債権担当課との意見交換による課題の把握、助言や徴収の一元化などによる収納未済額の圧縮、効率的な徴収に向けた取組みの検討も必要だと考えています。 (環境対策課において電話催告及び口座振替への移行を積極的に行ない、収納率の向上に努めています。 滞繰分については、収納率が50%前後で推移しているが、大半が生活困窮者となっていることから、環境対策課において関係部署からの情報等も参考にしながら、定期的に相談を行ない納付を促しているが現状です。 したがって、特に悪質な事案については極少数であり、環境対策課としては専門部署の必要性は低いと考えます。 今年度から滞納金の徴収委託を廃止し直営で対応しています。現
3-1 収納対策の強化		子ども若者課建設課	行の徴収体制を検証し、見直しを図りながら滞納整理の成果を上げていきます。 (子ども若者課) ・2月の一日入園の際に各園長より口座振替のメリットを説明してもらう。 ・入園式のオリエンテーションにおいても説明してもらう。 ・途中入園者に対しては、申込み時や園での面談の際に説明。 ・毎月の納付書に口座振替申込書を同封する。 ・園だよりでお知らせする。 ・各園の口座振替率を公表し、各園の協力をお願いする(競争心をあおる)

具体的な取組項目	質問事項	担当課	回答
			(建設課) 平成25年度に当時の副市長の指示で、「滞納整理支援専門員」を設け、その専門員を中心に各課連携して滞納整理に取り組む方向性が具体化され、対策要領等が作成された。 滞納整理支援の組織は、職員削減の流れの中、継続した組織にはできず、1年で解散することになったが、以降は、それぞれ各課で、その時の要領等に基づいて対応することとなっており、各課がバラバラに取り組んでいるというわけではない。 ただし、定期的な各課の情報交換の場は、今後の収納対策強化に有効と思われる。
3-1 収納対策の強化 (口座振替率の促進)	市税確保のために、様々な方策を講じているが、なかなか過年度分の徴収率が上がらない状態である。どのような理由があるにせよ、平等に支払う義務を認識させ、口座振替の利便性を積極的にPRすることで移行を促してはどうか。	税務課	滞納者には督促、催告し、納付されない場合は財産調査を行い、資力がありながら滞納している者に対しては差押など滞納処分を徹底しています。また、あらたな滞納の発生を抑制するため、現年度課税分の滞納処分の徹底や口座振替への移行促進、コンビニ収納の導入など納税環境の整備に取り組んでいます。 ロ座振替については、支所、行政サービスセンター及び市内金融機関の窓口において現金納付する納税者に口座振替を勧めているほか、今年度からはCNSテレビ(市役所おすすめ情報112ch)で利便性をPRするなど、口座振替への移行促進に取り組んでいます。
3-1 収納対策の強化 (納税相談・夜間収納 の強化)	①1,633件の催告書を発付し、夜間納税相談を2日間実施した結果が相談人数8人、納付4人、納入額37,400円であった。成果に対し人件費など、費用対効果をどのように考えているか。 ②納付に応じなかった滞納者に対する次の対策は考えているか。	税務課	①夜間納税相談の相談者数、納付額は多くはありませんが、納税する意思はあっても昼間は仕事などの事情により相談ができない方のため、継続的に夜間納税相談を実施する必要があると考えています。 また、夜間納税相談において納付されない場合であっても、相談による納税誓約から完納につがるケースもあります。 ②納付に応じない滞納者には催告(文書・電話)を行い、反応がない者や約束が履行されない者に対しては財産調査し、差押を行います。 なお、滞納処分できる財産がない場合や滞納処分することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるなどの場合は地方税法(第15条の7)の規定により滞納処分の執行を停止しています。
3-1 収納対策の強化 (長期(悪質)滞納者に 対して支払い計画書 の提出)	長期(悪質)滞納者には厳格な態度で対応しなくてはならない。長期滞納者には、何年くらい文書通告しているのか。納税計画書の提出後の納付管理により、どれくらいの滞納者が納税に応じているのか。	税務課	長期にわたるものも多い高額滞納者に対しては、現年課税分以上 の納付を促すとともに、分割納付計画を提出させています。 納付計画に対する監視、催告を行い、納付計画の未提出者や不履 行者に対しては継続的な財産調査及び差押可能財産の差押、換価 を行います。

具体的な取組項目	質問事項	担当課	回答
3-1 収納対策の強化 (徹底した財産調査・ 滞納処分・適正な執行 停止の実施)	滞納金額が増加しない早期の段階で、厳格な差押処分を実施しているか説明されたい。	税務課	滞納者には早い段階で催告し、反応がない者や約束が履行されない者に対してはさらに催告(差押予告)を行い、それによっても反応がない場合や納付されない場合は、財産調査し、差押をしています。
3-1 収納対策の強化	し尿処理手数料の徴収について、H29年度からシルバー人材センターへの委託を廃止するとのことだが、委託を止める理由は何か。高齢福祉課からシルバー人材センターに補助金が出ている一方で委託を止めるというのには、違和感を禁じ得ない。		過去の監査及び予算査定においても度々費用対効果を指摘されてきたことと、市の徴収金で委託しているのが、「し尿処理手数料」だけであることから委託業務を廃止した。
3-1 収納対策の強化 (文書、電話催告の強 化)	シルバー人材センターへの委託を廃止し、係員で電話催告と徴収業務にあたる構えであるが、徴収率100%を目指してもらいたい。例えば、し尿処理会社の汲み取り日に現金支払いをしてもらってから汲み取りを行うなど対策を検討できないか。	環境対策課	委託であろうと直営であろうと徴収率100%を目指して取り組むことには変わりありません。 徴収率100%を目指して取り組みます。 委託等も含め徴収率向上のための工夫は必要ですが、今年度直営の収納状況、実績等を検証しつつ、費用対効果を意識した対策をすべきと考えます。
3-1 収納対策の強化 (口座振替の促進)	現金納付者にハガキでPRを行っても、本人にその気がないと効果は薄いのではないか。個別にに口座振替を利用しない理由を聞き、 移行を促すなどの方策を考えられないか。	環境対策課	訪問徴収の際や窓口や電話で納付相談する際に、よく聞き取りし 口座振替への移行を促している。 現金納付者と定期的に電話連絡を取り、口座振替への移行を促す よう努めます。
3-1 収納対策の強化 (納税相談・夜間収納 の強化)	①シルバー人材センターへの委託業務の廃止理由は、年間委託件数990件に対し、実績が689件と低いためなのか。理由を説明されたい。 ②夜間の徴収業務により納付件数が増加するなら良いが、そうでない場合は費用対効果をどのように考えるのか。	環境対策課	①過去の監査及び予算査定においても度々費用対効果を指摘されてきたことと、市の徴収金で委託しているのが、「し尿処理手数料」だけであることから委託業務を廃止した。 ②未納者との連絡を昼夜問わず密にすることで、極力勤務時間内での対応に努めることで、費用対効果を上げていきたいと考えます。
3-1 収納対策の強化 (長期(悪質)滞納者に 対して支払い計画書 の提出)	滞納により生じている不公平感を払拭するためにも、収納対策の強化と成果が求められるが、どのような方策を講じているのか。	環境対策課	今年度から滞納金の徴収委託を廃止し直営で対応しています。現行の徴収体制を検証し、見直しを図りながら滞納整理の成果を上げていきます。 また、件数が多い滞納者には納付計画書を提出させ、確実な納付につなげていきます。
3-1 収納対策の強化 (文書、電話催告の強 化)	①平成28年度末時点での催告書の発送対象者数について説明されたい。 ②長期滞納者について、児童手当から天引きする方策は良いが、この他にも状況に応じた納付方法を検討し、滞納者に提示しているのか。	子ども若者課	①114人 ②文書・電話・対面での分納の提示 臨戸徴収時の預かり金の提示 コンビニ対応の納付書を送付

具体的な取組項目	質問事項	担当課	回答
3-1 収納対策の強化 (口座振替の促進)	様々な取組を実施しているが、口座振替率は減少傾向となっている。入園説明の際などに、口座振替のメリット等を積極的にPRするなど、口座振替率を8割以上に向上させる方策を検討しているか。		<ul> <li>・2月の一日入園の際に各園長より口座振替のメリットを説明してもらう。</li> <li>・入園式のオリエンテーションにおいても説明してもらう。</li> <li>・途中入園者に対しては、申込み時や園での面談の際に説明。</li> <li>・毎月の納付書に口座振替申込書を同封する。</li> <li>・園だよりでお知らせする。</li> <li>・各園の口座振替率を公表し、各園の協力をお願いする(競争心をあおる)</li> </ul>
3-1 収納対策の強化 (納税相談・夜間収納 の強化)	①平成28年度末時点での滞納件数を示していただきたい。 ②児童手当からの天引き納付が64件となっているが、この件数は滞納者の何%に当たるのか。 ③入園決定通知配布の時点で、保育料支払い能力の可否は把握できているのか。	子ども若者課	①1503件(園児1人1ケ月1件とした件数) ②56.14% ③課税額に応じて保育料が算定されるため、十分に支払えるものと 考えている。
3-1 収納対策の強化 (口座振替の促進) ※幼稚園	例年通りの方策ではなく、口座振替率を向上させる対策を考えているか。		・対象者24名のうち、口座振替者が21名で、残りの3名が納付書払いをしている。 ・納付書払いの3名のうち、1名については、4月分授業料の納付書に口座振替申込書を同封したところ、納付書で支払いたいので、口座振替の用紙は送らないでほしいと要望されている。 ・今年度に2回、講座振替の案内をしたが、残りの2名とも納付書にて毎月確実に支払っているため、それ以降は案内をしていない。
3-1 収納対策の強化 (文書、電話催告の強 化)	催告書を発送しても応じなかった場合の対策として、どのような対策を検討しているか。	建設課	応じなかった入居者に対しては、「最後通告書」を発送し、期限までの納付を最終勧告し、それでも連絡の無い入居者に対しては、「明渡し請求」を発送し、明渡期限までの退去を通知することになり、以降、条例に基づき、退去するまでの間、近傍同種の住宅家賃の2倍相当額の損害賠償金を請求することになる。 なお、明渡期限までに退去しない悪質な入居者に対しては、議会の承認を経て法的措置を執ることになる。
3-1 収納対策の強化 (口座振替の促進)	ロ座振替勧奨チラシを納付書に同封しなかったため、H28年度実績が前年度と比較して1.9%の減になったとも考えられるのではないか。睡眠口座廃止等でここまで影響があるものなのか。	建設課	ロ座振替勧奨チラシを納付書に同封しなかったことや睡眠口座の 廃止を促したことが主たる要因ではなく、退去者の口座振替率が高 かったことが結果的に大きく影響したということである。
3-3 有料広告事業の 取組	広告収入は年々減少傾向となっているが、佐渡市独自の特色を活かし、広告媒体としての魅力を向上させるような改善策を検討しているか。	総務課	広報誌の魅力向上については8月号より、これまで文字ばかりが詰まった紙面作りを改め、写真やイラストを多用し、記事も伝えたいことを端的に表現するなど、市民の皆さんが見やすい紙面作りを心がけています。 また、広告収入についても収入アップのための方法を検討していきます。

具体的な取組項目	質問事項	担当課	回答
4-1 学校の統廃合	①当面、小学校2校、中学校2校の統廃合が必要ということか。 ②人口動態から、今後の中長期的な枠組みでの学校の統廃合の見 通しや計画はあるか。あるのであればお見せいただきたい。	学校教育課	①統合計画上の目標数値は、平成30年度現在小学校17校・中学校10校とするものである。表中の30年度目標数値については、それまでの間に統合可能と判断した校数である。しかし、小学校は2校のうち1校は統合協議の結果、当面の間統合しないことと決定した。また、中学校は施設面の課題から統合協議そのものを延伸している現状にある。 ②統合計画期間は平成29年度が最終年度となっているが、計画どおり進んでいない状況にあることから、今年度中に統合計画の見直し案を策定し公表する予定である。見直しに当たっては、統合の基本方針は維持しつつ、児童生徒数数の推移及び統合先の施設面の課題(教室数)、過去の統合状況等から、統合パターンごとに適切な統合時期を判断し決定したい。
4-3 保育園・幼稚園 の統廃合・民営化	①公共施設等総合管理計画をお見せいただきたい。 ②「統合計画の策定には至っていない」と書かれているが、これは上記の「公共施設等総合管理計画」のことを意味するのか。あるいはまた別の計画を策定しようとしているのか。 ③人口動態からみたときの、中長期的に必要な保育園・幼稚園数は整理されているか。そのようなことを記した文書があればお見せいただきたい。	子ども若者 課	②平成18年9月に「佐渡市保育園・小学校・中学校統合計画」を策定し、保育園の統合を進めてきたが、状況が変わってきているので、「佐渡市公立保育園・幼稚園運営指針」を策定し、その中で公立保育園の統廃合と民営化の指針を定めたいと考えている。 ③人口動態からは保育園・幼稚園数を見込んでいないが、地域バランスや通園距離を勘案して保育園・幼稚園の統廃合等を考えていきたい。
4-3 保育園・幼稚園 の統廃合 (幼稚園の統廃合の推 進)	①H29年4月1日現在、私立の園数は8園となっており、H30年度以後は真野第2保育園を民営化すれば実績が9園となり、スケジュール通り進んでいるということで良いか。 ②分立保育園数は2017.6佐渡タウンページP64では20園となっているが、なぜ実績では23園なのか。	子ども若者課	①平成30年度から真野第2保育園を民営化するスケジュールで進んでいたが、現在は指定管理委託を行う方針に変更している。 ②平成28年度末時点の公立保育園数は23園で、平成29年度から2園が民営化され、21園になった。(2017.6佐渡タウンページでも21園)
4-5 その他施設の統 廃合	現状および具体的な計画があればお見せいただきたい。	子ども若者 課 農林水産課 農業政策課	(子ども若者課) 具体的な計画は策定されていません。 (農林水産課) 現段階での具体的な計画はない。 (農業政策課) 現段階での具体的な計画はない。

具体的な取組項目	質問事項	担当課	回答
4-5 その他の施設の 統廃合	農村公園の統廃合譲渡、農業関連施設の統廃合 …旧10カ市町村時代の負の遺産として、使われず放置、管理も行き届かない施設は即廃止を決断すべきである。	農林水産課農業政策課	
6-1 普通財産の有効 活用	遊休地や遊休施設の処分件数について、計画と実績が乖離しているが、これは市有財産検討委員会での検討を踏まえた方針変更なのか理由を説明願いたい。また、遊休地や遊休施設の一覧表の提出は可能か。	防災管財課	処分件数の乖離の理由は、市有財産検討委員会の方針変更によるものではなく、主に売却を計画した土地建物について、価格等の調査不足から実施に至らなかった物件があるためです。 遊休地及び遊休施設の一覧表は、調査を経た後に提出が可能になります。
7-1~7-7 特別会計 の健全化について	特別会計についてはどのような問題があるのか。適正に運営されているのか、それとも何か課題を抱えているのか、あるいは将来的なリスク要因としてどのようなものがあるとされているのか。全体像を整理してご説明いただきたい。	財政課	平成28年4月1日現在、佐渡市が設置している特別会計は12会計(公営企業会計含む)あります。いずれの会計も実質赤字は発生していません。しかし、水道事業や下水道事業など、本来は料金収入等で賄わなければならないところ、料金収入だけでは不足するため、一般会計からの繰入金で補っております。今後は、民営化や指定管理者制度等の活用を検討しながら、一般会計からの繰入金の抑制に努めてまいります。
8-1 本庁組織の再編	①「課制」から「部制」への移行について。どのようなメリットとデメリットがあるか。「検証」の概要はどのようなものであるのか。②「課制」の下での責任体制と「部制」の下での責任体制は大きく異なるものと思われる。「部制」への移行に際して部長の責任体制はどのように変更されたか。説明されたい。	企画課	①「部制」のメリットについては、「課制」によって生じてきた縦割りの弊害の解消、少数の最上位責任者による簡素で効率的な行政運営・スピード感のある行政組織が図られるものです。しかしながら、デメリットとして、部長の決裁区分が追加となるため、必ずしもスピード感を持った事務決裁や事務の簡素化につながっていないことも否定できません。 「検証」につきましては、組織ヒアリングを通じて行っております。昨年度までは行政改革課が課長単位でのヒアリングを実施しておりましたが、今年度については、企画課と総務課が連携し、ヒアリング対象についても課長、補佐、係長単位まで拡大し、幅広く意見等聴取できるような形で実施しております。 ②部制の導入により、部長の決裁区分が設けられましたが、部長の職務を考慮し、従前の課長による専決区分は原則として課長の専決区分とし、部長の専決事項は組織上一般職の最上位職としての位置付けから必然的に発生すべきもの(「重要」という区分となる)及び副市長が担当した専決事項の一部としました。また、副市長の代決者は部長となりますが、部長の代決者は副部長が担当します。(【資料1】佐渡市事務決裁規程)

具体的な取組項目	質問事項	担当課	回答
8-1 本庁組織の再編	地域振興課の「地域振興イベント(6大祭り)」「元気な地域つくり支援 (支所)」「商店活性化支援(商工会)」などの補助金が統合され、支 所・SCに移管となっているが現在の支所・SCの要員で十分こなして いけるのか。要員不足から残業過多にならないか。	企画課	支所・SCの在り方については、これまでの本庁集約から支所・SC等の拠点を充実させる方針へと転換しています。現在、新年度の組織編成ヒアリングを実施していますが、これまでの課単位でのヒアリングではなく、係単位までのヒアリングを実施し、現状の把握や支所・SCで担える事業の選別等を行っております。また、支所・SCについても、係を統合し、事務の平準化を図るとともに、サービスの維持を図っていきます。
8-1 本庁組織の再編	今回の組織再編は必要であり、行政の縦割り弊害の解消等々を期待しているが、今まで積み重ねてきた慣行がすぐに解消されるとは思っていない。情報共有化と横串を通し魂を入れるのはトップ及び管理職の指導力如何である。加えて、適切な要員計画の策定と反映もも求められる。これらに対し現段階ではどう評価しているか、今後どう結果を出して行くのかについて明確に答えて欲しい。行政改革始め佐渡市将来ビジョンを具現化するには強力な推進力が必要であり、市長直轄組織の充実が更に求められるが、どのように考えているかを問いたい。	企画課	企画課は市長直轄組織ではありません。 ご指摘のとおり、これまでの慣行は組織再編のみにより解消されるものではございません。この点につきましては、原則集1回開催の政策会議(理事者、教育長、企画・財政・総務課長)を通じて情報共有と部間連携を図っているところです。 定員(要員)の適正(適切)化につきましては、現状では計画値を上回る削減が進んでおります。これまでは、こうした現状が職員に周知されておらず、事務事業の見直しや、限られた人員・コストでのサービスの維持といった意識が欠落していた感は禁じ得ませんでした。 今回、定員適正化計画の今後の具体的数値を周知するとともに、事務事業についてはスクラップを含む見直しを行っております。併せてアウトソーシング推進計画についても見直しを行い、限られた人員・財源による最大限のサービス維持に努めます。
10-2 市民志向型意 識の醸成	業務マニュアルの作成・更新はスピード感を持って取り組んで欲しい。現段階で出来ていないのは、不祥事の反省が不十分であり、生かされていないこととなる。また、マニュアルについても、ダラダラと長い能書きを羅列したものではなく、簡潔明瞭なものとして作成すること。加えて、マニュアルが出来上がると、それで意識改革が出来たと思う行政組織も他所には見受けられる。マニュアルを徹底的に全職員に叩き込むことこそ重要であり、そのための方策について説明して欲しい。	企画課	業務マニュアルの作成・更新については、H28年度時点の調査において、全体の約70%の業務についてマニュアル化されております。 H27~H28における業務マニュアル作成については、一連の不祥事対策としての「運動」という位置付けでありました。しかしながら、今後につきましてはアウトソーシングも見据え、能書きでなく、「誰が見てもできるマニュアル」の作成へと方針を進めて参ります。これまで、マニュアル作成については各課任せとなっていた感を禁じ得ないため、行革推進係として、原課の業務担当者と事務内容を確認しながらマニュアル作成をすることを検討しています。
12−2 広聴機能の充 実	①今後、合併後の再編統合の加速が見込まれるところ、広聴機能は 市長のタウンミーティングのみならず大幅に強化しなければならない のではないかと思われるが、どうか。	総務課	お見込みのとおりと思います。 なお、平成28年度から、従来のタウンミーティングに代えて、支所長・ 行政サービスセンター長が地域の意見を吸い上げ、その声を全庁で 共有する方向に改めております。

具体的な取組項目	質問事項	担当課	回答
	広聴方法の充実…集落環境改善要望は既に定着しているものの、各区により濃淡があり、ややもすると形骸化している部分も見受けられる。その他市民の声は多岐に亘っているが、仕組みを整理整頓しないと、大多数の住民の声が行政に反映されず、声が大きい者、特定の人物の声が市民を代表する意見・要望とされる恐れがある。この辺の所を論理的にも合理的にも整理した広聴の仕組みを示して欲しい。	総務課	平成28年度から、従来のタウンミーティングに代えて、支所長・行政サービスセンター長が地域の意見を吸い上げ、その声を全庁で共有しています。 これ以外の住民の皆さんからのご意見は、「市長へのたより」「HPのフォームからの問い合わせ」を基本に、いただいたご意見は担当課に伝え、必要に応じて担当課よりお答えしております。なお、「市長へのたより」「HPのフォームからの問い合わせ」に限らず、様々な手段でいただいたご意見についても、基本的には同様の対応をしております。また、いただいたご意見は、全庁的に情報共有できるようにしているほか、ホームページで「いただいたご意見・提案等への回答」として公開しております。 どなたのご意見であろうが、真摯に説明することとしており、特定の人物の声だけに偏重した対応はしていないものと考えています。 他にも各集落や団体の依頼を受けて、市長が直接集落座談会等へ赴いています。
12-3 地域コミュニティ 活動の推進	①H28年度の新規支援件数の実績は、H27年度実績より減少傾向ではあるが、計画値50件と比較して31件プラスとなっている。活動内容に変化傾向は見られたか。 ②各支所への補助金の配分はどのようにして決定しているのか。	地域振興課	①活動内容の傾向としては、集会施設の修繕や地域交流イベントが多数を占め、大きな変化はありません。 ②毎年の予算編成方針に基づき、支所・センター毎に予算を要求してもらい、当課で取りまとめて査定を受けています。